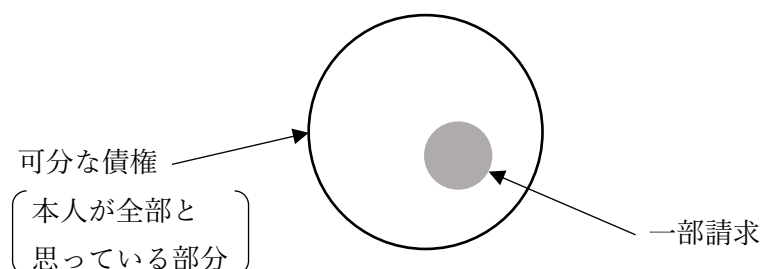


3. 一部請求

(1) 意義

一部請求とは、数量的に可分な債権につき、その一部を裁判上請求することをいう。処分権主義から、一部請求をすること自体が認められることは争いはない。

- * 民事訴訟は、私法上の権利関係を対象としており、可及的に当事者の意思を尊重すべきであり、処分権主義が認められる。したがって、当事者が、審判の対象・範囲を自由に決定し処分できる以上、一部請求は適法である。また、損害賠償請求訴訟等においては、賠償額の予測が困難であり、いわゆる試験訴訟としての一部請求を認めないと、費用の乏しい原告にとって酷な結果となりうる。



(2) 一部請求論争

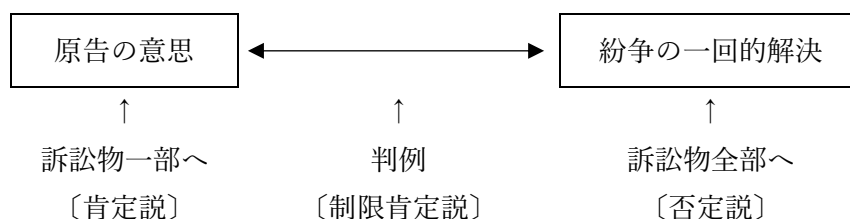
一部請求後の残部請求に既判力は及ぶか。処分権主義から、数量的に可分な債権につき一部を請求すること（一部請求）自体は認められる。問題は、このような一部請求における訴訟物の範囲である。

ア 全面否定説

一部請求の場合でも訴訟物は債権全体ととらえるべきであると解する。①紛争の一回的解決の要請からすれば、訴訟物はできるだけ広くとらえるべきであり、訴訟物の分断を許すべきではないからである。②実際には一部請求にあっても債権全体を審理せざるをえず、このように解することが裁判の矛盾を防止し、被告の二重応訴を防止し、さらに訴訟経済の無駄を防止できる。したがって、訴訟物が債権全体である以上、一部の請求は求める範囲を画したものにすぎず、一部請求において残部にも既判力は及び、残部請求は既判力に抵触する（遮断される）。

イ 制限肯定説（判例）

一部請求の場合は当該一部のみが訴訟物になりうると解する。処分権主義からすれば、訴訟上の権利行使において当事者の意思を可及的に尊重すべきであるからである。もっとも、原告の恣意により訴訟物を分断しうるとすれば、被告は二重応訴の不利益を破るから、原告が一部請求である旨明示したときのみ、当該一部が訴訟物になるというべきである。したがって、原告が一部請求である旨明示した場合には、訴訟物は当該一部であると解する。そして、残部には既判力は及ばず、残部請求は既判力に抵触しない（遮断されない）。



- * 一部請求による訴訟物の分断を認め、残部請求は既判力によって遮断されないとする説（肯定説、限定肯定説）でも、残部請求について争点効、信義則、訴権の濫用論などによる制限はありうる。
- * 判例理論によれば、一部請求を明示したときは後訴で残部の請求ができ、明示しなかったときは残部の請求ができないものと理解される。もっとも、最判平成10年6月12日は、一個の金銭債権における数量的一部請求の当否を判断するためにはおのずから債権の全部について審理判断することが必要になり、原告が残部請求の訴えを提起することは前訴のむし返しであり、被告に二重の応訴を強いるものだから、特段の事情のない限り、信義則に反して許されないとした。

◆最判昭和37年8月10日

事案：XがYに対し、前訴において、30万円の損害の一部である10万円を訴求したところ8万円の認容判決を受けてその判決は確定し、その後改めて残額20万円を訴求した。

判旨：「一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴が提起された場合は、訴訟物となるのは右債権の一部の存否のみであって、全部の存否ではなく、従って右一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばないと解するのが相当である」

◆最判平成10年6月12日

事案：XはYとの訴訟において、12億円の報酬請求権のうち1億円であると明示して支払を請求したが、全額の請求が棄却された。その後、Xは前訴で訴求した1億円を除く残額が2億9830万円であるとして不当利得返還を請求した（第1審は訴え却下、控訴審は第1審を取消し・差戻し。これに対し、Yが上告）。

判旨：「一個の金銭債権の数量的一部請求は、当該債権が存在しその額は一定額を下回らないことを主張して右額の限度でこれを請求するものであり、債権の特定の一部を請求するものではないから、このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断することが必要になる…数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないか又は一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示すものであって、言い換えれば、後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。したがって、右判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返

すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当である」

- * 本判決は、一部請求を棄却する旨の判決が確定した後に残部請求の訴えを提起することは、特段の事情のない限り、信義則に反して許されないとした。最判昭和37年8月10日は過失相殺がなされたうえで按分説が採用されたため請求が一部棄却されたものであり、現在の判例の外側説（最判平成6年11月22日）では全部認容されるから、本判決とも整合性があると説明される。
- * 最判昭和37年8月10日は、30万円のうち10万円の一部請求をなし、過失相殺がされて8万円の一部請求認容判決が出た。これは、過失相殺のやり方として、按分説を採用しており、2割分の過失を、一部請求たる10万円から引いたため、残額8万円の請求認容となった事例である。つまり、残額20万円が存在しないという判断はしていないのである。
- * 「特別の事情」の例として、最判平成20年7月10日がある。不当仮差押えによる弁護士費用相当額の損害賠償請求が前訴であった場合に、それが一部棄却判決であったとしても、不当仮差押えによって県からの買収が遅れた遅延損害金相当額の損害賠償という残部請求ができるとしたのである。不当仮差押えという1個の行為に基づいて発生した損害であり、弁護士費用の損害と遅延損害金は同一の損害賠償請求の訴訟物に含まれるとはいえ、実質的には発生原因を異にする別種の損害と言えるからである。また、前訴では遅延損害金の額が確定しておらず、前訴での請求が期待しえないものであった。信義則の例外が認められるのは、前訴での請求に期待可能性のない費目限定型に限られよう。

（3）一部請求論争の具体的差異

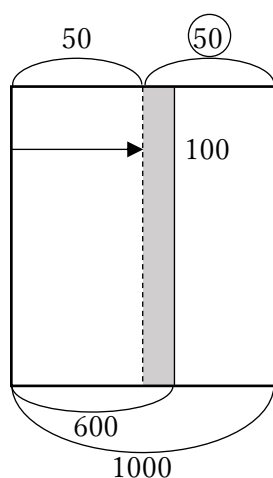
	一部請求肯定説	一部請求否定説
理 由	① 処分権主義の重視 ② 原告の利益（試験訴訟）	① 被告の二重応訴の禁止 ② 判決の矛盾防止、訴訟経済。
一部請求確定後の後訴	前訴の既判力に抵触しない。	前訴の既判力に抵触する。 (棄却へ)
時効の中断	債権の一部にのみ生じる。	債権の全部に生じる。
請求権の金額の増減	訴えの変更、訴えの一部取り下げによる。	請求の範囲（限度）の拡張、減縮にすぎない。
上訴の利益	残部に既判力は生じないから、別訴を提起できる以上、形式的不服説では、上訴の利益がない。	残分にも既判力が生じるから、形式的不服説でも、上訴の利益がある。

(4) 一部請求に絡む特殊な問題

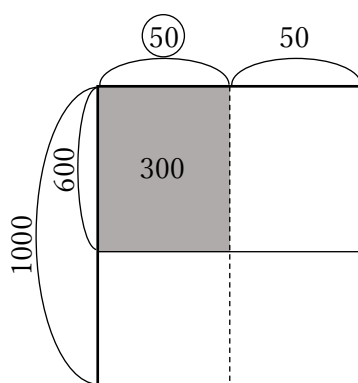
ア 一部請求と過失相殺

一部請求における過失相殺の方法はどうか問題である。全損害額を基準に過失相殺をし、そのうえで請求額の範囲内で請求を認めるべきであると解する（外側説）。なぜなら、一部請求であっても、全損害額について主張・立証がなされ、審理も全損害額に及ぶ以上、このような審理の結果を無駄にすべきではなく、その訴訟限りで紛争を解決させることが当事者の意思に合致し、紛争の一回的解決の要請に応えるからである。

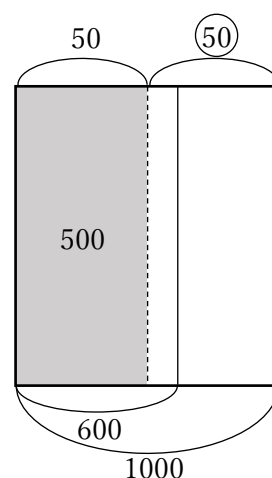
<内側説>



<按分説>



<外側説（判例）>



* 一部請求と過失相殺

損害賠償請求をするにあたり過失相殺がなされる場合がある（民法418条、722条2項）が、損害賠償請求の一部請求の場合に、いかなる範囲で過失相殺がなされるのか。例えば、全損害額1000万円、請求額600万円、過失割合50%のケースではどうなるかを考える。

a 内側説

過失割合において減額する額を請求金額から控除する。上記のケースでは、100万円の認容判決となる（600万円－500万円＝100万円）。

b 按分説

請求金額を過失割合に応じて減額する。訴訟物は一部請求であるとする説（一部請求肯定説）からはこの説をとりやすい。上記のケースでは、300万円の認容判決となる（600万円から5割引くので300万円となる）。

c 外側説（最判昭和48年4月5日、通説）

全損害額を基準に過失相殺をし、請求額の範囲内で認める。上記のケースでは、500万円の認容判決となる（1000万円－500万円＝500万円：600万円の請求の一部認容）。

（理由）

- ① 原告（被害者）に利益であり、原告の通常の意味に合致する。
- ② 紛争の一回的解決の要請に応える。

* 一部請求否定説からはc説。一部請求肯定説からはどの説も可能ではある。ただし、判例は一部請求肯定説を採りつつ、c説を採用している。この立場から、残部の不存在を既判力で根拠づけるのは困難である（残部請求は訴訟物となっていないから）。そこで、判例は、残部請求を許さない根拠として、信義則を持ちだしているのである。

* 費目限定型の一部請求では、残部ないし債権全体は未確定であろうから、外側説・内側説を採りえないし、そもそも原告の意図に沿わない結果にもなるため、外部説は取りえない。そこで、この場合は、按分説によるのが妥当である。

* 過失相殺事例ではなく、反対債権による相殺では割合ではないので、費目として計上されている合計額から反対債権額をひいて、余りが出れば、その限りで請求認容となる。

◆最判昭和48年4月5日

事案：Xが、自己の運転車とAの運転車との衝突により傷害を受けたため、Aの運転車の所有者かつAの使用者であるB会社の親会社Yに対して、損害賠償を請求した。

判旨：「一個の損害賠償請求権のうちの一部が訴訟上請求されている場合に、過失相殺をするにあたっては、損害の全額から過失割合による減額をし、その残額が請求額をこえないときは右残額を認容し、残額が請求額をこえるときは請求の全額を認容することができるものと解すべきである。このように解することが一部請求をする当事者の通常の意味にもそうものというべきであって、所論のように、請求額を基礎とし、これから過失割合による減額をした残額のみを認容すべきものと解するのは、相当でない」

コメント：本判決は、外側説に立つ。

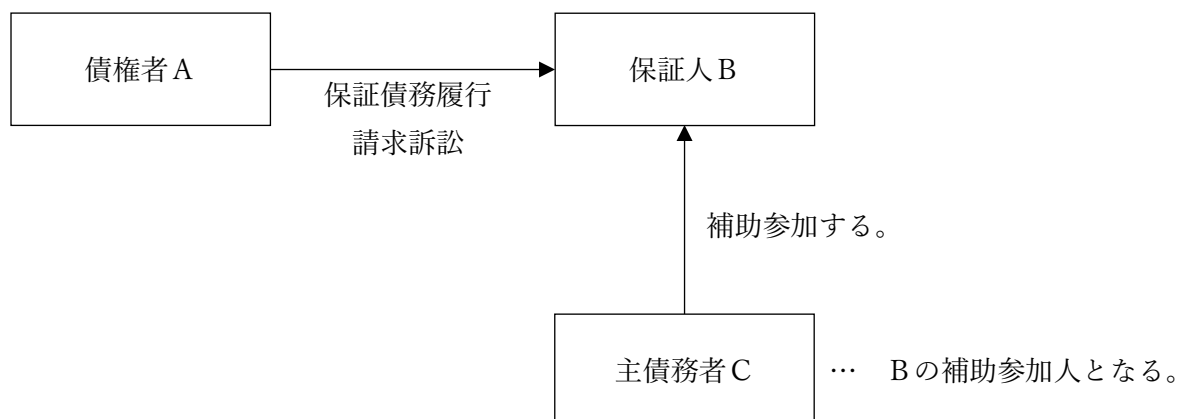
- * 加害行為が一つでさえあれば、請求権及び訴訟物は常に1個と言えるのかという問題がある。被侵害利益や損害の種類・数によってさらに細分化されるのかという問題である。損害には、①人的損害と物的損害がある。それらは各々、②財産的損害と精神的損害（慰謝料）に区分され、財産的損害は更に、③積極的損害（治療費・付添費・修理費・再調達費など）と消極的損害（休業損害・労働力喪失等の逸失利益）に区分される。本判決は、人的損害だけの事例であ

2. 補助参加

(1) 意義

補助参加とは、訴訟係属中または判決確定後に、第三者が当事者の一方を補助するため訴訟に参加することをいう（42条）。例えば、債権者から保証人を被告として提起された保証債務履行請求訴訟において、主たる債務者が保証人（被告）に補助参加する場合である。この場合、主たる債務者としては、将来保証人から求償されることを避けるため保証人を勝訴させるため、保証人に補助参加する。

<具体例>



(2) 要件

補助参加の要件として、第三者が訴訟の結果について利害関係を有することが必要である（42条）。

ア 他人間の訴訟であること

(ア) 自己が当事者である訴訟の相手方に補助参加することは、無意味だからできない。もっとも、共同訴訟人の1人がその相手方に補助参加することはできる。

◆最判昭和51年3月30日

事案：交通事故の被害者Xは、共同不法行為者YZに対して、損害賠償請求訴訟を提起し、第1審でZに勝訴したがYに敗訴した場合、求償権確保のために、ZがX側に補助参加してYに対して控訴した（Zは自己の敗訴判決に対して控訴していない）。

判旨：「被上告人[X]と上告人[Y]らの間の本件訴訟の結果いかんによって補助参加人[Z]の被上告人[X]に対する損害賠償責任に消長をきたすものではないが、本件訴訟において上告人[Y]らの被上告人[X]に対する損害賠償責任が認められれば、補助参加人[Z]は被上告人[X]に対し上告人[Y]らと各自損害を賠償すれば足りることとなり、みずから損害を賠償したときは上告人[Y]らに対し求償し得ることになるのであるから、補助参加人[Z]は、本件訴訟において、被上告人[X]の敗訴を防ぎ、上告人[Y]らの被上告人[X]に対する損害賠償責任が認められる結果を得ることに利益を有するといえることができ、そのために自己に対する第1審判決について控訴しないときは第1審において相手方であった被上告人[X]に補助参加することも許されると解するのが相当である。」

コメント：本判決は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における共同被告の1人は、自己に対する判

決に控訴しないときは原告側に補助参加できるとした。通常共同訴訟では共同訴訟人独立の原則が妥当し、XY 間の訴訟は Z からみて他人間の訴訟といえ、X が Y に勝訴すれば自己の Y に対する求償権が確保されるから、相手方 X に補助参加することも許されるのである。

(イ) 訴訟係属中である場合のほか、終局判決の確定後でも、再審の訴えの提起とともに補助参加することができる。

イ 第三者が訴訟の結果について利害関係を有すること（これを補助参加の利益という）

(ア)「利害関係」とは、法律上の利害関係を有することが必要である（通説）。単に感情的な利害や事実上の利害だけでは足りない。

(イ)「訴訟の結果」(42条)とは、判決主文中における訴訟物たる権利関係の存否の判断に限ると解する（通説）。なぜなら、①このように解することが条文に素直であるし、②判決理由中の判断が第三者の地位に影響するとしても通常は事実上のものにすぎないからである。もっとも、42条の趣旨は、参加の結果、訴訟手続が複雑・遅延化し、また相手方の応訴の過大な負担を防止する趣旨であるから、他人間の訴訟手続を複雑にせず、かつ相手方に過大な負担を与えない場合には、第三者に補助参加について具体的な法的利益が存するときは、補助参加の利益を認めてよい。

* 補助参加の利益、すなわち「訴訟の結果」について「利害関係」を有することの意味については争いがある。

a 判決主文中の判断に限られるとする説（兼子など通説）

参加人の法的地位が、判決主文中における訴訟物たる権利関係の存否の判断を前提として論理的に決定される関係に限られる。

（理由）

① 42条の文言に合致する。

② 判決理由中の判断が第三者の地位に影響するのは事実上にすぎない。

[批判]

当事者がいかなる理由で敗訴するかも、第三者の地位に決定的に影響する場合が多い。

b 判決理由中の主要な争点についての判断も含まれるとする説（新堂）

参加人の法的地位が、判決主文中の判断のみならず、主要な争点についての理由中の判断を前提として論理的に決定される関係も含まれる。

（理由）

被参加人敗訴の場合には参加的効力（46条）が生じ、参加の間口を広げることにより、紛争の一回的解決の要請にも合致する。

- * 判例は、基本的に通説と同じく、判決主文中の判断に限られるとするが、判決理由中の判断について法律的利害関係がある者も含まれるとするものもあり、結論が分かれている（通説を修正している）。

◆東京高決昭和49年4月17日

事案：薬害による損害賠償請求事件につき、薬剤を投与した医師が、被告国および製薬会社を補助するため参加を申し出た。

判旨：「『訴訟ノ結果ニ付利害関係ヲ有スル〔訴訟の結果について利害関係を有する〕』場合とは、本案判決の主文に包含される訴訟物たる権利関係の存否についてだけでなく、その判決理由中で判断される事実や法律関係の存否について法律上の利害関係を有する場合も含まれるといえるが、当該他人間の訴訟の当事者の一方（被参加人）の敗訴によってその当事者（被参加人）から第三者（参加申出人）が一定の請求をうける蓋然性がある場合及びその当事者の一方（被参加人）と第三者（参加申出人）を当事者とする第二の訴訟で当事者の一方（被参加人）の敗訴の判断に基づいて第三者（参加申出人）が責任を分担させられる蓋然性のある場合でなければならない、第一の訴訟で当事者の一方（被参加人）が相手方から訴えられているのと同じ事実上又は法律上の原因に基づき第二の訴訟で第三者が右相手方から訴えられる立場にあるというだけでは、補助参加の要件を充足しないというべきである」

コメント：本決定は、同一の原告（相手方）から同じ理由で訴えられる立場にあるというだけでは、「訴訟の結果について利害関係を有する」といえないとした。

◆最決平成13年1月30日

判旨：「民訴法42条所定の補助参加が認められるのは、専ら訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られ、単に事実上の利害関係を有するにとどまる場合は補助参加は許されない（最判昭和39年1月23日）。そして、法律上の利害関係を有する場合とは、当該訴訟の判決が参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうものと解される」。「取締役会の意思決定が違法であるとして取締役に対し提起された株主代表訴訟において、株式会社は、特段の事情がない限り、取締役を補助するため訴訟に参力することが許されると解するのが相当である。ただし、取締役の個人的な権限逸脱行為ではなく、取締役会の意思決定の違法を原因とする、株式会社の取締役に対する損害賠償請求が認められれば、その取締役会の意思決定を前提として形成された株式会社の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがあるというべきであり、株式会社は、取締役の敗訴を防ぐことに法律上の利害関係を有するということができるからである。」

コメント：本決定は、法律上の利害関係を有する場合とは、当該訴訟の判決が参加人の私法上または公法上の法的地位または法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうとし、株主代表訴訟において会社は、特段の事情がない限り、被告取締役に補助参加することができるとした。

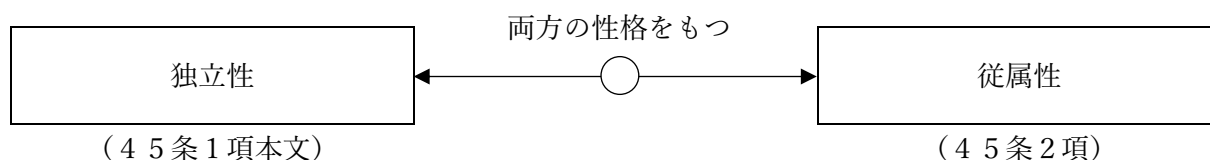
(3) 補助参加の手續

ア 補助参加の申出は、参加の趣旨および理由を明らかにして、裁判所にしなければならない（43条）。

イ 第三者が訴訟の両当事者いずれに対しても補助参加の利益を有している場合、争点ごとに両当事者のいずれかに対して補助参加することができると解する。なぜなら、参加人の手續保障を全うさせる必要があるし、そのような場合に争点ごとに補助参加の申立ておよび取下げを繰り返すのは煩雑だからである。

ウ 共同訴訟人間に補助参加の利益が存する場合に、補助参加の申出がなくとも、当然の補助参加関係を認める見解がある（当然の補助参加の理論）。しかし、要件・効果が明確でないから否定すべきである。

(4) 補助参加人の地位



ア 基本的立場

補助参加人は、自己の利益を図るため訴訟に参加するのだから、独立して訴訟追行させる必要がある（独立性）。他方、補助参加人は、被参加人を補助する立場にすぎないのだから、被参加人の利益のためその訴訟行為は制限を受ける（従属性）。このように補助参加人の地位は、独立性と従属性の両方の性格を有するが、従属性を重視し、独立性は従属性の枠内でのみ認められるにすぎないと解すべきである（通説）。

イ 独立性

（ア）補助参加人は、原則として被参加人のなしうる一切の訴訟行為をすることができる（45条1項本文）。例えば、攻撃防御方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えである。

（イ）補助参加人は、被参加人とは別に、期日の呼出し、書類の送達を受ける。

（ウ）補助参加について当事者能力・訴訟能力が必要である。

（エ）訴訟費用は、被参加人とは別に、定められる。

（オ）補助参加人は、いつでも参加申出の取下げができる。

ウ 従属性

(ア) 補助参加人は、判決を受ける当事者でなく、第三者にすぎない。したがって、判決の名宛人とならない。当事者尋問の対象にもならない(証人・鑑定人適格がある)。また、補助参加人に死亡等の中断事由が生じても、訴訟は中断しない。

(イ) 補助参加人は、補助参加の時ににおける訴訟の程度に従い、被参加人がすることができないものはできない(45条1項ただし書)。例えば、被参加人が提出すれば時機に後れて却下される防御方法の提出である。

(ウ) 補助参加人の行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは効力を生じない(45条2項)。例えば、被参加人が自白すれば、これを争っても否認の効果は生じない。

(エ) 補助参加人は、訴訟を処分・変更する行為や被参加人に不利な行為はできない(通説)。なぜなら、補助参加は被参加人を勝訴させるべく参加することを認める制度だからである。例えば、訴えの取下げ、訴えの変更はできない。また、請求の放棄・認諾、和解、上訴権の放棄などもできない。

* 補助参加人の裁判上の自白

補助参加人は裁判上の自白はできないと解する。補助参加人は被参加人を勝訴に導くために独立性が認められている以上、当事者の地位を不利にする行為はなしえないこと、対等の関係にある必要的共同訴訟人すら自白ができないこと(40条1項)との均衡からである。これに対し、裁判上の自白は事後の事実の報告という性質であるとして、裁判上の自白を肯定しつつ、被参加人が異議を述べたときは自白の効力を否定する説もある。

* 補助参加人の上訴期間

被参加人の上訴期間経過後に、補助参加人は自らの上訴期間が経過していないとして上訴できるか。補助参加人の上訴期間は、被参加人の上訴期間に限られると解する(最判昭和37年1月19日)。なぜなら、当事者たる被参加人すら上訴期間の経過により上訴の提起ができなくなっているのに、当事者に付随してのみ訴訟追行が許されている参加人に上訴の提起を認めることは45条1項ただし書に反するからである。

エ 補助参加人による私法上の権利行使

補助参加人は被参加人の私法上の権利行使ができるか。補助参加人は、私法上その権利行使が認められる場合(民法423条等)を除き、当然には権利行使しえないと解する(否定説)。なぜなら、訴訟上の形成権の行使は私法行為であり、たとえ訴訟追行上必要・適切であっても、補助参加人は行使する権限を有しないからである。もっとも、補助参加人が被参加人の私法上の権利を行使し訴訟で上程された場合、被参加人が遅滞なく権利の意思のないことを明示しないと無権代理行為を黙示的に追認したと評価されると解する。なぜなら、被参加人も自分の勝訴を願うのが通常で

あるし、参加人の行為を否定する機会が与えられていた以上、追認を推認されてもやむを得ないからである。

(5) 補助参加人に対する判決の効力

ア 補助参加にかかる訴訟の裁判は、原則として、補助参加人に対してもその効力が及ぶ(46条)。ただし、次の場合には、補助参加人の手続保障を欠くため、補助参加人に対して裁判の効力が及ばない(46条)。

- ① 訴訟の程度に従い被参加人が訴訟行為をすることができないとき(45条1項ただし書による)
- ② 被参加人の訴訟行為と抵触し効力を生じないとき(45条2項による)
- ③ 被参加人か補助参加人の行為を妨げたとき
- ④ 被参加人が補助参加人のできない訴訟行為を故意または過失でしないとき

イ 補助参加人に対する判決効の性質が問題である。

参加人と被参加人の間に生じる判決効の拡張は、単に訴訟告知がなされたにすぎない場合にも生じる(53条4項)から、既判力・争点効といった概念では説明できない。46条の効力は、信義則の見地から、被参加人とともに手続保障が与えられた参加人に対し、被参加人の敗訴責任を負担させようとする特殊な効力(参加的効力)であると解する(参加的効力説)。したがって、46条の参加的効力は、被参加人の敗訴の場合にのみ、被参加人・補助参加人との間に生じる効力である。また、敗訴責任の分担という趣旨から、判決理由中の判断にも拘束力を生ずるものと考える。

ウ 参加的効力の客観的範囲

参加的効力説(判例・通説)によれば、判決理由中の判断についても拘束力が生じるが、範囲について争いがある。

a 主要事実限定説(最判平成14年1月22日)

(理由)

- ① 被告知者が参加により攻防を尽くすことが期待できることが必要である。
- ② 被告知者が53条4項の効果を予測できることが必要である。

b 実質的攻防期待説

判決理由中の判断で明らかになった具体的事実(重要な間接事実も含む)にも拘束力を認める。

[批判]

基準が不明確である。

◆最判昭和45年10月22日

判旨：「民訴法70条〔現46条〕の定める判決の補助参加人に対する効力の性質およびその効力の及ぶ客観的範囲について考えるに、この効力は、いわゆる既判力ではなく、それとは異なる特殊な効力、すなわち、判決の確定後補助参加人が被参加人に対してその判決が不当であると主張することを禁ずる効力であって、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でなされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶものと解するのが相当である。けだし、補助参加の制度は、他人間に係属する訴訟の結果について利害関係を有する第三者、すなわち、補助参加人がその訴訟の当事者の一方、すなわち、被参加人を勝訴させることにより自己の利益を守るため、被参加人に協力して訴訟を追行することを認めた制度であるから、補助参加人が被参加人の訴訟の追行に現実協力し、または、これに協力しえたにもかかわらず、被参加人が敗訴の確定判決を受けるに至ったときには、その敗訴の責任はあらゆる点で補助参加人にも分担させるのが衡平にかなうというべきであるし、また、民訴法70条〔現46条〕が判決の補助参加人に対する効力につき種々の制約を付しており、同法78条〔現53条4項〕が単に訴訟告知を受けたにすぎない者についても右と同一の効力の発生を認めていることからすれば、民訴法70条〔現46条〕は補助参加人につき既判力とは異なる特殊な効力の生じることを定めたものと解するのが合理的であるからである」

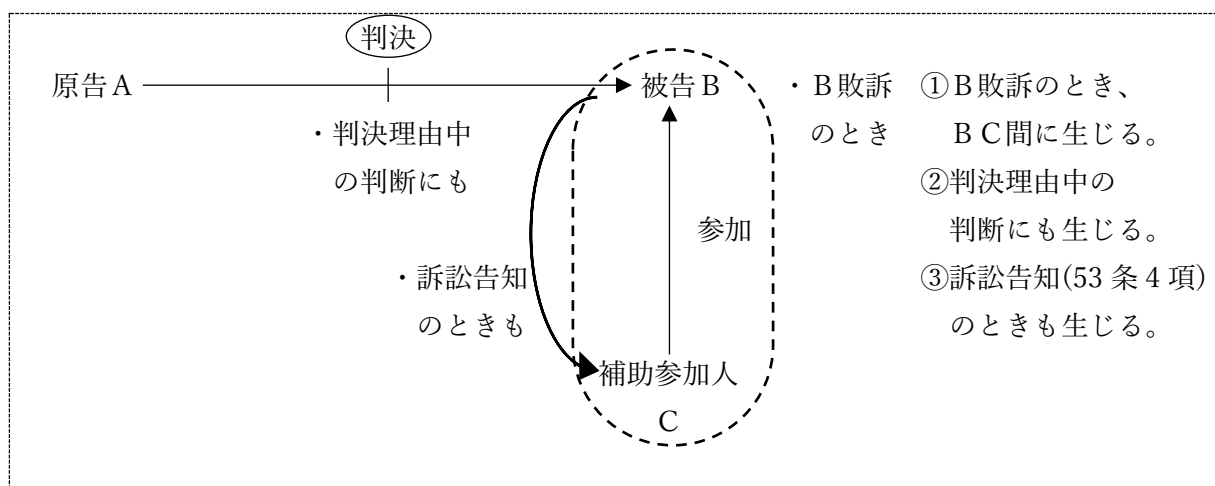
◆最判平成14年1月22日

事案：家具販売業者Xはカラオケボックスに家具等の本件商品を納品したが、その注文主はカラオケボックスの建築業者Aであるとして、Aに対して商品の代金支払請求訴訟を提起したところ、Aは納品された商品は、カラオケボックスの施主であるYが注文者であるとして争った。XはYに訴訟告知した（ただし、Yは補助参加をしなかった）。訴訟は、本件商品はYが購入したものであるとの理由で請求棄却判決が確定した。

判旨：「旧民訴法70条〔現46条〕所定の効力は、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶものであるが（最判昭和45年10月22日）、この判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうものであって、これに当たらない事実又は論点について示された認定や法律判断を含むものではないと解される。けだし、ここでいう判決の理由とは、判決の主文に掲げる結論を導き出した判断過程を明らかにする部分をいい、これは主要事実に係る認定と法律判断などをもって必要にして十分なものと解されるからである。そして、その他、旧民訴法70条〔現46条〕所定の効力が、判決の結論に影響のない傍論において示された事実の認定や法律判断に及ぶものと解すべき理由はない。」

コメント：本判決は、訴訟告知の効力（参加的効力）は、判決主文中の判断だけでなく、判決理由中の判断にも及ぶが、この判決理由中の判断には、判決の主文を導き出すために必要な主要事実にかかわる認定および法律判断などをいうとした（主要事実限定説）。

- * 実は、本件では、Yに「補助参加の利益」がそもそも認められなかった。なぜなら、前訴が請求棄却されても、直ちにXのYに対する権利が認められることにはならないからである。買主がAやY以外の者である可能性がある。つまり、「判決主文中における訴訟物たる権利関係の存否の判断を前提として論理的に決定される関係に限られる」とする通説からは、「XのAに対する代金支払い請求権が認められない」ことによって、論理的に、「XのYに対する権利が決定される」関係にないのである。では、「主要な争点についての理由中の判断を前提として論理的に決定される関係も含まれる」とする有力説ではどうか。「買主はYなので」という理由中の判断が主要な争点となっていれば、そのことから、XのYに対する代金支払請求権が認められるので、補助参加の利益を認めることはできる。
- * では、参加的効力の範囲についての判断部分についてみてみよう。最高裁は、「買主はYである」という判断は、前訴において「判決の結論に影響のない傍論において示された事実の認定や法律判断に過ぎない」から、「判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断」にあたらず、そのような判断にまで参加的効力は及ばないとした。前訴の訴訟物は「売買契約に基づく代金支払請求」である。その請求原因事実は、「X A間の売買契約締結の事実」である（主要事実）。前訴は、「代金支払い請求権は認めない」としてこれを請求棄却とした（主文の判断）。「X A間の契約の事実が認められなかった（これは主要事実に関する判断である）」その「理由」は、「X Y間売買の事実」であった。買主がYである以上、買主はAであるという事実、つまり主要事実が否定されたのである。したがって、「買主はYである」は間接事実である。したがって、参加的効力は認められないとなった。
- 前訴の判決理由中、「Aが本件商品を買受けた者とは認められない」旨の記載は主要事実に係る認定部分である。しかし、「買主はYである」という部分は、判決主文を導く為に必要不可欠の判断ではない（「X・A」間で売買契約が成立したかどうかさえハッキリさせればよいからである）。単に「買主はAではない」、というだけでは「じゃあ、誰が買主なのだ」という疑義（事実上のものである）が生じるので念のために、説明を補足する形で認定されたに過ぎないのである。

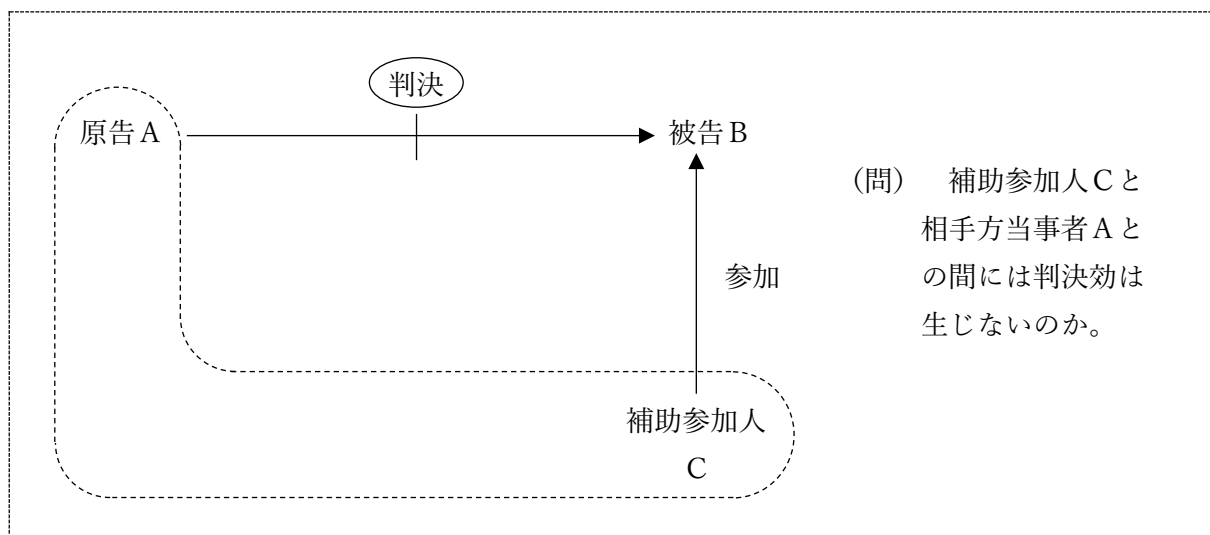


< 参加効力と既判力との差異 >

①	参加効力は、被参加人の敗訴の場合にのみ、被参加人・補助参加人間に生じる効力である。
②	参加効力は、判決理由中の事実および法律上の判断にも生じる。
③	参加効力は、訴訟告知でも生じる（53条4項）。補助参加人に争う機会が与えられたならば十分である。他方、参加効力には、法定の除外事由がある（46条）。
④	参加効力は、当事者の援用を待って初めて考慮される。

エ 補助参加人に対する判決効の範囲

46条の効力は、被参加人の敗訴の場合にのみ、被参加人・補助参加人との間に生じる参加効力である（参加効力説：上記イ）。しかし、補助参加人と相手方当事者の間に何らかの効力が認められるかは別問題である。補助参加人が被参加人と並んで主張立証を尽くしたにもかかわらず、訴訟の結果について自己の責任を免れるのは不合理である。当事者間での紛争の蒸返しを防止するためには、補助参加人に十分な手続保障の機会が与えられた以上、既判力の拡張を認めてよいと解する。したがって、補助参加人と相手方当事者の間において、請求自体の判断が補助参加人の権利関係の先決問題となっているときは既判力の拡張を認めるべきである（既判力拡張説）。



* 民訴法 46 条の判決効の範囲

補助参加人に対する判決効（46条）の範囲についても争いがある。

a 参加効力説（通説）

補助参加人と相手方当事者との間には何らの効力も生じない。あくまでも、参加人と被参加人の間に利害関係がある。46条は被参加人との関係で除外例を規定する。

b 新既判力説その 1（新堂）

補助参加人と相手方当事者の間においては、請求自体の判断が補助参加人の権利関係の先決問題となっているときは既判力の拡張を認める（既判力拡張説）。主要な争点について直接の利害を有するときは46条の制限のもとで争点効の拡張を認める（争点効拡張説：争点効